

# 復興特別所得税に関するご案内

平成23年12月2日に東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法（平成23年法律第117号）が公布されました。

これにより、平成25年1月1日から平成49年12月31日までの間に支払われる預金・定期積金の利息や出資配当金等（利子等）に対し、復興特別所得税として所得税額の2.1%が付加されます。

	預金・定期積金の利息	出資配当金
～平成24年12月31日	<b>20%</b> (所得税15%、住民税5%)	<b>20%</b> (所得税20%)
平成25年1月1日 ～平成49年12月31日	<b>20.315%</b> (所得税15.315%、住民税5%)	<b>20.42%</b> (所得税20.42%)

- 平成24年12月31日以前よりお預け頂いている預金・定期積金につきましても、平成25年1月1日以後の利払日に支払われる利子等の全額に対して上記税率で課税されます。
- マル優、マル特を利用している場合には、復興特別所得税は課税されません。
- 平成28年1月から法人に係る利子割（預金利息等から特別徴収する地方税5%）が廃止となりました。

なお、当組合の既成の広告宣伝物（チラシ・ポスター）等に復興特別所得税の説明がなされていないものがございますので、予めご了承ください。

●詳しくは、お取引店舗の窓口にお問合わせください。



ハナ信用組合